



初診患者さんへのお知らせ



紹介状をお持ちでない場合、一部初診時の費用が変わります。

7月1日より以下の場合、他の医療機関から発行される紹介状（診療情報提供書）をご持参されなかった患者さんには、診察料の他に「初診時選定療養費」として 3,150 円（税込）をご負担いただきます。（産科を除きます）

- 初めて当院で診察を受ける場合
- すでにおかかりになっている診療科でも、前回と異なる症状で受診される場合
- 前回受診時の病名や症状と同じであっても、久しぶりに受診される場合
（久しぶりとは、おおよそ6ヶ月以上の間隔が開いた時ですが、医師の指示により次回予約がある場合は除きます。また診療科、病名によりおおよその間隔は異なります。）

現在厚生労働省は、医療を患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医（診療所、クリニック等）を地域における第一線の医療機関とし、当院のような地域の急性期医療を担う病院は、かかりつけ医から紹介された患者に対する高度な検査や専門外来、入院治療、救急医療を中心に力を入れ、一般外来は縮小し、適切な役割分担と連携を図っていく必要があると打ち出しております。

- ・当院は今後、厚生労働省が推奨する、高度な検査や専門外来、入院治療、救急医療を中心に力を入れ、かかりつけ医と連携を行っていきます。
- ・外来診療については、かかりつけ医から紹介いただいた方を優先的に診療いたします。また初診時にはかかりつけ医からの紹介状を必ずお持ちください。

●当院で治療を受けておられる方で、病状の安定した方については、地域のかかりつけ医にご紹介させていただきます。

その際には、当院での治療の経過や検査結果などを詳細に記載した紹介状をお渡しします。なお、これは、患者さんと当院の関係を遮断するものではありませんので、症状の悪化や検査等かかりつけ医が必要と判断した場合は紹介状を介し、当院にて速やかにかつ、適切な医療を提供させていただきます。また救急患者さんなど急を要する場合は、引き続き24時間受け入れいたします。ご不明な点につきましては、新患窓口、会計窓口までご遠慮なくお申し出ください。

平成24年5月24日

病院長